別記様式（第三条関係）

通　知　書

年　　月　　日

保護の実施機関　殿

下記「代理納付された金品の返還に関する事項等」欄記載の内容をよく理解し、これらの事項に同意の上、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第21条第１項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

登録事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称

記

登録住宅の登録年月日及び登録番号	登録年月日	年　　月　　日
	登録番号	
通知を行う者の区分	ア　住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員 イ　住宅確保要配慮者居住支援法人 ウ　賃貸住宅管理業者登録規程に基づく登録を受けた賃貸住宅管理業者 エ　住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員が団体である場合、その構成員 オ　アからエまでのいずれかに管理を委託する登録事業者	
上記アの場合（上記オの場合を含む。）	所属する住宅確保要配慮者居住支援協議会の名称 --- 住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員の氏名又は名称	
上記イの場合（上記オの場合を含む。）	住宅確保要配慮者居住支援法人の名称 --- 指定を受けた都道府県	
上記ウの場合（上記オの場合を含む。）	賃貸住宅管理業者の名称 --- 賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号	
上記エの場合（上記オの場合を含む。）	所属する団体の名称 --- 団体の構成員の氏名又は名称	
被保護入居者の氏名及び住所	氏　　名	
	住　　所	
毎月の家賃等の額	家　　賃	円
	共益費	円
被保護入居者の	ア　被保護入居者が家賃等の請求に応じない場合	

居住の安定の確保を図る上で支障となる事情	家賃等の納付期限 家賃等の督促を行った年月日 家賃等の請求に応じない理由 --- イ　被保護入居者が家賃等を滞納している場合 家賃等の納付期限 家賃等の督促を行った年月日 家賃等を滞納している理由 --- ウ　被保護入居者が家賃等を滞納するおそれが明らかである場合 （例１）登録事業者が管理する他の物件を賃貸していた際に家賃等の滞納があった。 （例２）認知症／心身の障害／高齢等により金銭管理や銀行振込みといった日常生活の営みに困難を感じている様子がみられる。 （例３）過去に家賃等の滞納のため、保護の実施機関の指導により代理納付となっていた旨、申出があった。
代理納付された金品の返還に関する事項等	ア　生活保護法第37条の２に基づき、保護の実施機関により住宅扶助のための保護金品等をもって、家賃等の代理納付が行われた場合であって、①その金額が過分であるなど過誤払いがあった場合又は②被保護入居者の保護の内容の変更、停廃止若しくは取消しがあったことなどにより、保護の実施機関から、既に代理納付された家賃等の全部又は一部の返還を求められたときは当該金品について、速やかに返還すること。 イ　生活保護法第37条の２に基づき、保護の実施機関が住宅扶助のための保護金品等をもって代理納付を行う場合は、保護の実施機関は第三者の立場で被保護入居者の家賃等の債務を弁済するものであって、賃貸人との関係で家賃等の債務を負うものではないこと。 ウ　保護の実施機関が代理納付を行う場合、代理納付を受ける登録事業者は、代理納付に必要な資料の提供等を行い、円滑な代理納付の実施に協力すること。
その他特記事項	

備考
１　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とすること。
２　登録事業者が法人である場合には、代表者氏名も記載すること。
３　「被保護入居者の居住の安定の確保を図る上で支障となる事情」欄には、家賃等の滞納期間及び額などの家賃等の滞納の状況、被保護入居者が家賃等を滞納するおそれがある事情などを具体的に記載すること。
４　「家賃等の請求に応じない理由」又は「家賃等を滞納している理由」について、

被保護入居者から理由の聴取をすることができないときは、その旨を記載すれば足りる。

5　住宅扶助のための保護金品等とは、住宅扶助のための保護金品及び生活扶助のための保護金品のうち被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費をいう。

6　家賃等とは、家賃、補修その他住宅の維持のために必要な費用又は共益費をいう。